

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(以下「固定資産税」という。)である。 納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである(地方税法第343条)。 税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり(地方税法第403条第1項)、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。 課税標準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。 市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。 なお、過誤納金又は還付加算金の還付事務に当たっては、特定個人情報ファイルを取り扱い、情報提供ネットワークシステムの情報連携によって公金受取口座情報を利用する。
③システムの名称	1 固定資産税システム 2 地方税ポータル(eLTAX)システム 3 宛名管理システム 4 収納管理システム 5 滞納整理システム 6 中間サーバー 7 中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資産情報ファイル (2)課税台帳情報ファイル (3)宛名管理ファイル (4)収納情報ファイル (5)滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条(利用範囲) ・別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
	①番号法第19条第8号及び別表 ②番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供ができる根拠】: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 別表 項番 1 2 3 4 5

②法令上の根拠	1.2.3.4.5. 7.11.13.15.20.28.37.39.42.48.49.53.57.58.59.63.65.66.69.73.75.76.81.83.84.86.87.88.89.90.91.92.96.98.106.108.115.124.125.129.130.132.137.138.140.141.142.144.147.151.152.155.156.158.160.161.163.164.165.166.167.168.169.170.171.172.173の項 【情報照会ができる根拠】：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人情報利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」が含まれる項 別表 項番 48
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部資産税課、収納課
②所属長の役職名	資産税課長、収納課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市総務部行政総務課 情報公開・法制係 所在地：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市財務部資産税課 家屋・償却資産係 所在地：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2031 厚木市財務部収納課 収納管理係 所在地：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2020
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、個人住民税に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしている。 ・ 個人番号(マイナンバー)申告書に記載された個人番号のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある個人番号(マイナンバー)申告書の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載(添付)された個人番号(マイナンバー)申告書の廃棄 その他、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・ 特定個人ファイルごとに、人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ特定個人情報等の取扱いに関する事務マニュアルを作成し、事務取扱担当者間で共有。 ・ 個人番号(マイナンバー)申告書は、取扱区域内の施錠可能な書庫に保管。 ・ 個人番号(マイナンバー)申告書を含む収滞納に係る書類の廃棄は、職員が事業者へ直接持ち込み、現地で廃棄処理を確認。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更目	項目	変更後の状態	変更後の状態	発出時期	発出時期に係る説明
令和2年4月15日	1 関連情報 5 評価実施機関における関係者 2所属長	収納課長 平井 直木	収納課長 前橋 和巳	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年4月15日	1 関連情報 7 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒242-0251 埼玉県川越市中央3丁目17番17号 埼玉県川越市中央3丁目17番17号 046-225-2287	〒242-0511 埼玉県京市中央3丁目17番17号 〒242-0511 埼玉県京市中央3丁目17番17号 電話番号 046-225-2287	事後	機関収監に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年4月15日	1 関連情報 7 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	埼玉市財務部資産税課、収納課	〒242-0511 埼玉県京市中央3丁目17番17号 電話番号 046-225-2031	事後	記載内容の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年4月15日	1 関連情報 5 評価実施機関における関係者 2所属長の役職名	資産税課長 重田 良光	資産税課長 小川 正宏	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年4月15日	5F リスク対策	項目なし	項目追加	事後	高度項目評価書の記載事項に係る必要による形式の変更であつたため、事項の追加、内容が記載付けられていない。
令和2年4月15日	1 関連情報 5 評価実施機関における関係者 2所属長の役職名	資産税課長 小川 正宏 収納課長 前橋 和巳	資産税課長、収納課長	事後	その他の項目の変更であり、事項の追加、内容が記載付けられていない。
令和2年4月15日	5F リスク対策 表 概要	自己点検	自己点検 の記載	事後	
令和2年4月15日	2 1.新しい権利取得項目 1. 対象人数(計数時点) 2. 取扱件数(計数時点)	平成27年6月1日時点	令和1年1月1日時点	事後	
令和2年4月15日	1 関連情報 7 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒242-0511 埼玉県京市中央3丁目17番17号 電話番号 046-225-2287	〒242-0511 埼玉県京市中央3丁目17番17号 電話番号 046-225-2287	事後	決の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年4月15日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第10条第2号(特定個人情報情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第10条第8号(特定個人情報情報の提供の制限)及び別表第二	事後	番号法改正に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年4月15日	1 関連情報 1. 特定個人情報ファイル取扱いに関する事項 2. 情報の取扱い		末周に下記を追加 なお、過期納金又は滞付加算金の滞付事務に当たっては、特定個人情報ファイルを取り扱い、情報提供ネットワークシステムの情報提供により、公金受取口座情報を利用する。	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和2年4月15日	2 1.新しい権利取得項目 1. 対象人数 2. 取扱件数 3. 取扱件数 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第10条第8号(特定個人情報情報の提供の制限)及び別表第二 「第2条(2)における情報提供の制限」 第三項(情報提供を受ける者)の項のうち、第四項(特定個人情報)に「地方税関係情報」が書かれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、15、16、25、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、46、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、107、108、109、107、108、113、114、115、116、117、120(9)) 「第2条(2)における情報提供の制限」 第一項(情報提供を受ける者)の項のうち、第二項(第1項)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」による地方税関係情報」が書かれる項であつて、第2条(第1項)に「地方税関係情報」が書かれる項(2の項)	-情報連携の制限 「第2条(2)における特定個人情報の取扱いに関する事項」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「地方税関係情報」が書かれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、15、16、25、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、46、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、107、108、109、107、108、113、114、115、116、117、120(9)) 「第2条(2)における情報提供の制限」 第一項(情報提供を受ける者)の項のうち、第二項(第1項)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」による地方税関係情報」が書かれる項であつて、第2条(第1項)に「地方税関係情報」が書かれる項(2の項)	事後	決の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年4月15日	2 1.新しい権利取得項目 1. 対象人数 2. 取扱件数 3. 取扱件数 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	令和2年3月1日時点	令和4年1月1日時点	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和2年4月15日	2 1.新しい権利取得項目 1. 対象人数 2. 取扱件数 3. 取扱件数 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	令和2年3月1日時点	令和4年1月1日時点	事前	公金受取口座情報を利用することによる修正
令和2年4月15日	7F リスク対策 5. 特定個人情報情報の提供・取扱い	(○)提供・取扱いしない	(○)提供・取扱いしない 1 特に力を入れている	事後	リスクを明らかに軽減させる取組内容の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年4月15日	7F リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの連携	(○)提供・取扱いしない(人等) (○)提供・取扱いしない(提供)	(○)提供・取扱いしない(人等) (○)提供・取扱いしない(提供) 7 特に力を入れている	事後	リスクを明らかに軽減させる取組内容の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年4月15日	7F リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	新様式に併し新たに記載	事後	
令和2年4月15日	7F リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	新様式に併し新たに記載	事後	
令和2年4月15日	1 関連情報 3. 個人情報の利用 決の事項	-別表第一第16号	-別表の24(9)項	事後	
令和2年4月15日	1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	-情報連携の制限 「第2条(2)における特定個人情報の取扱いに関する事項」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「地方税関係情報」が書かれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、15、16、25、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、46、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、107、108、109、107、108、113、114、115、116、117、120(9)) 「第2条(2)における情報提供の制限」 第一項(情報提供を受ける者)の項のうち、第二項(第1項)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」による地方税関係情報」が書かれる項であつて、第2条(第1項)に「地方税関係情報」が書かれる項(2の項)	「番号法第10条第8号及び別表第二(第2条)の項のうち、第四項(特定個人情報)に「地方税関係情報」が書かれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、15、16、25、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、46、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、107、108、109、107、108、113、114、115、116、117、120(9)) 「第2条(2)における情報提供の制限」 第一項(情報提供を受ける者)の項のうち、第二項(第1項)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」による地方税関係情報」が書かれる項であつて、第2条(第1項)に「地方税関係情報」が書かれる項(2の項)	事後	